

令和3年度

運動部活動の活動方針

佐野市立赤見中学校

学校の教育目標	<p>【学校教育目標】 自他の生命や人権を尊重する心を基とし、個性を生かした知・徳・体の調和の取れた生徒の育成を目指す。</p> <p style="text-align: center;">＜気力 体力 自主・責任＞</p> <p>【学校教育目標と運動部活動との関連】</p> <p>今まで本校が取り組んできた部活動の成果と、下記の教育的意義を踏まえ、より効率的で効果的な取組を以下の方針に則り進めていく。そして、心身の成長を促すとともに、部活動で習得した体験を学校生活に生かすようにし、学校教育目標の具現化を図る。</p> <p>【部活動の教育的意義】</p> <p>(1)運動部活動は、運動に親しみながら、体力や健康の増進、競技力の向上を図るとともに、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育むための基盤を育成されるものである。</p> <p>(2)学級や学年を越えて共通の意欲や関心をもつ者が集まり交流する中で、生徒同士や生徒と教師の好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上、自己肯定感、連帯感の高揚など、生徒の多様な学びの場となり、人間的な成長を促す機会である。</p>
運動部活動の基本方針	<p>【学校の運動部活動に係る活動方針】</p> <p>1 適切な運営のための体制整備</p> <p>(1)「佐野市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「運動部活動の活動方針」の策定を行う。策定した運動部活動の活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。</p> <p>(2)指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部が活動できるよう、適正な数の運動部を設置する。</p> <p>2 運動部活動における安全管理の徹底</p> <p>(1)部活動は、原則として顧問の立ち会いのもとで実施する。やむを得ず立ち会えない場合は、他の教員と連携し、安全面に十分留意した内容や方法で活動を行う。</p> <p>(2)生徒の体調等の確認に努めるなど生徒の心身の健康管理に配慮し、事故防止に努める。</p> <p>(3)熱中症の予防のために熱中症指数計により暑さ指数(WBGT)を計測し、活動の実施について適切に判断する。また、活動中は、適宜休憩をとり、こまめな水分補給や健康観察を実施し、無理のない活動にする。</p>

- (4) 万一、負傷や体調不良が起こった場合を想定し、処置の仕方やAEDの設置場所を把握するとともに、医療関係者、保護者等への連絡体制を整える。
- (5) 使用する施設、設備、用具等について定期的な安全確認を行い、事故防止に努める。

3 適切な指導の実施

- (1) 不適切な言動や体罰、ハラスメントの根絶を図る。
- (2) トレーニングの効果を十分に得るためには、競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法の導入や適切な休養が必要であることをふまえて指導を行う。
- (3) 保健体育の教師や養護教諭と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心について正しい知識を得たうえで指導する。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（週末）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の週末に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間（1週間で11時間以内）にも留意する。
- (4) 大会（中学校体育連盟主催）2週間前において基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保する。
- (5) 長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いを行う。また、原則として8月13日～16日（4日間）、12月27日～1月5日（10日間）、年度末辞令交付日～年度始辞令交付日（2日～4日）は、部活動の休養期間とする。

5 朝練習の実施について

- (1) 朝練習は、中学校体育連盟主催の大会の2週間前から実施を認める。
- (2) 朝練習を行う場合は、生徒の健康、学校生活、授業に支障のない範囲で実施する。

6 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 着替え、教師による指導内容の説明、用具の準備や後片づけの時など、生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する。
- (2) 呼気が激しくならない軽度の運動の際もマスクを着用することも考える。
- (3) 地域の感染レベルに応じて適切に対応する。

※文化部においても、準用する。